

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

8月号 Vol. 78

今月の SMILE

東京オリンピック TV 観戦記

まいど おおきに!

今年もお盆が近づいてきましたが、駐在員さんの多くが今年のお盆も日本に帰れそうにないですね。ですから駐在員さんにとって、オリンピックの競技をテレビで観戦できることは、大きな慰めではないでしょうか。日本勢の活躍、それも若い人たちの活躍が輝いていますね。と思ったら、お歳を召した方も輝いていました。

その一人は、ウズベキスタン代表の体操女子選手のチュソビチナ選手です。お歳は46歳!彼女は、1975年にウズベキスタンで生まれ、旧ソビエト連邦代表のジュニア選手として1987年にキャリアをスタート。初めてのオリンピック出場となった1992年バルセロナ大会では団体金メダルを獲得し、2008年北京大会では跳馬で銀メダルに輝きました。体操競技から離れた時期もありましたが、息子さんが白血病と診断されたため、治療費をまかなうため競技に復帰。1992年バルセロナ大会から今年の東京大会まで8回のオリンピックに連続出場してきましたが、東京大会で最後にするとのこと。一方で、「ひょっとしたらパリ大会(2024年)は棄権するにしても、喝采を浴びるためにロサンゼルス大会(2028年)に行くかも」と冗談も飛ばしています。元気で粋な方ですね。

もう一人は、ルクセンブルグ代表の卓球女子選手ニー・シャーリエン選手、58歳(!)です。競技では17歳の韓国の選手に敗れたものの元気いっぱいでした。ニー選手は、1963年生まれの上海人(!)です。78年に上海卓球チームに選ばれ、79年には中国代表に選ばれました。第37回世界卓球選手権の女子チームチャンピオンであり、女子ダブルスと混合ダブルス選手権で3位を獲得しました。85年には女子ダブルスで第38回世界卓球選手権の準優勝を果たしました。しかしその後、若い選手が台頭し、中国において徐々に主役の座から離れざるをえませんでした。1988年のソウル大会で、卓球が初めてオリンピックの競技に加わりましたが、彼女はチームメイトがコートで戦うのを見るしかありませんでした。その後、意を決して1989年に海外に行き、その2年後にルクセンブルグに定住しました(彼女の旦那さんのTommy Danielson氏は、彼女のコーチです)。2000年のシドニー大会で、37歳のニー選手はついにオリンピックの夢を実現し、女子シングルのトップ16までいきました。そして2008年の北京大会、2012年のロンドン大会、2016年のリオ大会にも参加しました。現在、ルクセンブルグの人間国宝としても知られています。ぱっと見では、上海の公園で踊っているようなおばちゃんのようなのですが、夢を追い続けてきた“すばらしいおばちゃん”ですね。

さあ、お盆に日本へ帰れなくて嘆いていてもしょうがない、ということで、

今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!





マクロ経済情報

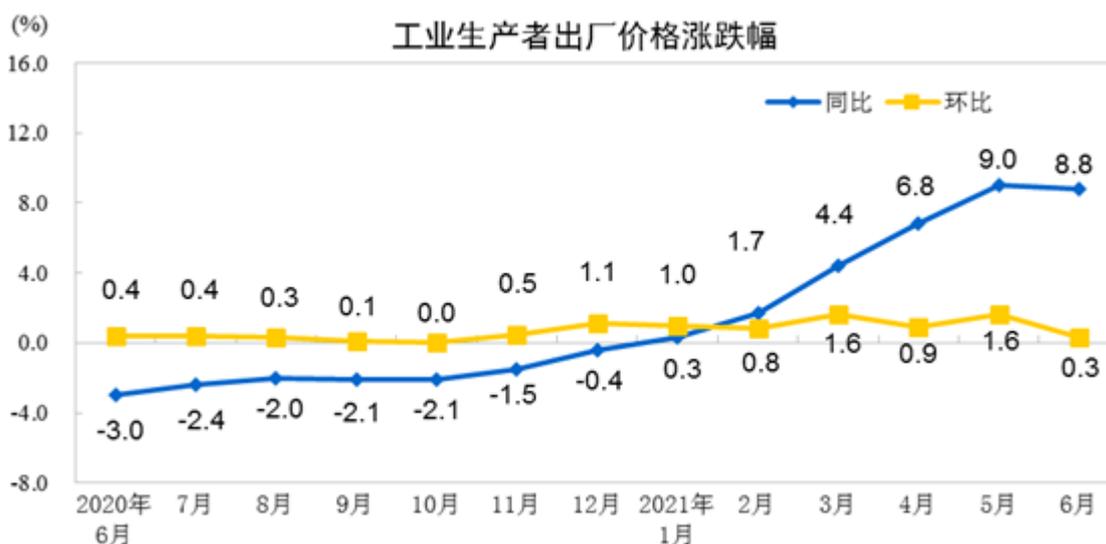
6月のCPIは同1.1%上昇、前月比0.4%低下



国家統計局のサイトが伝えたところによると、2021年6月は、全国の消費者物価指数(CPI)が前年同期比1.1%上昇した。そのうち都市部は1.2%上昇、農村部は0.7%上昇、食品価格は1.7%低下、非食品価格は1.7%上昇、消費財価格は1.1%上昇、サービス価格は1.0%上昇だった。上半期の全国CPIは同0.5%上昇だった。

6月の全国CPIは前月比0.4%低下した。そのうち都市部は0.4%低下、農村部は0.5%低下、食品価格は2.2%低下、非食品価格は前月並み、消費財価格は0.6%低下、サービス価格は0.1%低下だった。

6月のPPIは同8.8%上昇、前月比0.3%上昇



国家統計局のサイトが伝えたところによると、2021年6月の全国の生産者物価指数(PPI)は前年同期比8.8%上昇し、前月比0.3%上昇した。鉱工業生産指数(IPI)は同13.1%上昇し、前月比0.8%上昇した。上半期のPPIは同5.1%上昇、IPIは同7.1%上昇した。

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



6月米ドル建て輸出 32%増と予想上回る、輸入も上振れ

海関総署(税関)の発表によると、今年6月の輸出入総額は、中国全体で前年同月比 34.2%増の 5,113 億 1,000 万米ドル(約 56 兆 4,360 億円)に膨らんだ。うち輸出は 32.2%増の 2,814 億 2,000 万米ドルであった。プラス成長を維持し、市場予想(23.0%増)を大幅に上回る伸びとなった。輸入は 36.7%増の 2,298 億 9,000 万米ドル。こちらも増加率も市場予想(29.5%増)を上回っている。貿易収支は 515 億 3,000 万米ドルの黒字だった。

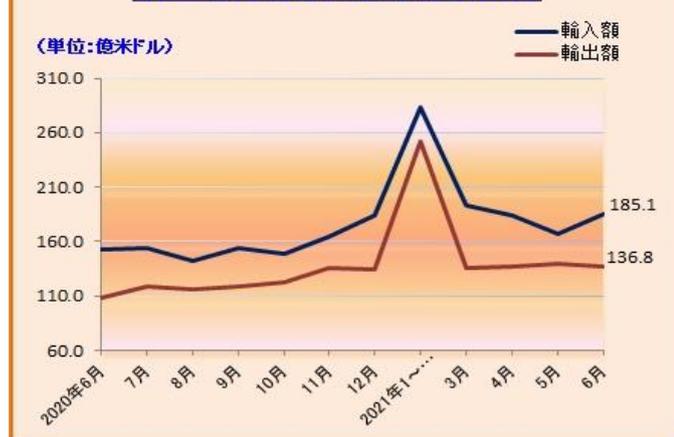
1~6月の累計では、輸出入総額が前年同期比 37.4%増の 2 兆 7,852 億米ドル。うち輸出は 38.6%増の 1 兆 5,183 億 6,000 万米ドルに伸びた。輸入は 36.0%増の 1 兆 2,668 億 4,000 万米ドル。貿易黒字は 2,515 億 2,000 万米ドルで推移している。

一般貿易の輸出入総額(人民元ベース)は、1~6月に前年同期比 30.7%増の 11 兆 1,900 億人民元。輸出入全体に占める割合は 61.9%となり、前年同期に比べて 1.7 ポイント拡大した。うち輸出は 32.1%増の 6 兆 200 億人民元、輸入は 29.2%増の 5 兆 1700 億人民元だった。

相手国・地域別の輸出額(米ドルベース)は 1~6月に軒並み拡大。インドが 60.4%、米国が 42.6%、アセアンが 38.3%、香港が 39.5%、欧州連合(EU)が 35.9%、台湾が 34.0%、韓国が 33.1%、日本が 18.7%ずつ増加。アセアンは 20 年から対中国輸出入額で EU を上回り、中国最大の貿易相手となっている。

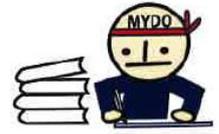
品目別の輸出額(人民元ベース)は、輸出全体の 59.2%を占める機械・電力設備の輸出額が 1~6月に前年同期比 29.5%増の 5 兆 8,300 億人民元。うち携帯電話機が 17.0%増、自動車が 23.3%増となった。一方、労働集約型製品は 17.1%増加し、うち医薬品が 93.6%拡大している。

最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移



最近一年の中国輸出入貿易額推移





サービス貿易等項目の対外支払税務届出に関する問題の補足公告

市場化・法治化・国際化のビジネス環境を構築し、貿易・投資の自由化・利便化を促進するため、2021年6月29日に、国家税務総局と国家外貨管理局が共同で、2013年に公布した「サービス貿易等項目の対外支払税務届出の関連問題に関する公告」(国家税務総局・国家外貨管理局公告2013年第40号、国家税務総局公告2018年第31号改正)に対して、補足公告を発表しました。本公告は発表日より施行されます。本公告の主な内容は以下の通りです。

- 1、国内機構及び個人(以下は「届出者」という)は、同一の契約における複数回の対外支払いに対して、一番最初の支払いを行う前に税務届出の申請が必要となる。以下の事項は税務届出の申請を必要としない。
 - ① 外国投資家が国内直接投資の合法所得をもって国内で再投資をする場合
 - ② 財政予算内の機関、事業体、社会団体の非貿易・非営業的な外貨支払い取引の場合
- 2、届出者は次の方式で「サービス貿易等項目の対外支払い税務届出表」(以下「届出表」という)を取得して記入することができる。
 - ① 電子税務局等のオンライン方式で記入する。
 - ② 各省・自治区・直轄市・計画リスト内の市に所在する税務局の公式サイトからダウンロードして記入する。
 - ③ 主管税務機関の窓口で受け取り、記入する。
- 3、届出者が電子税務局などのオンライン方式を通じて届出申請を行う場合、「届出表」を完全かつ如実に記入して関連資料を提出する必要がある。届出申請が完了した後、届出者が「届出表」の番号と検証コードをもって、外貨管理の関連規定に基づき、銀行に対外支払いを行うことができる。
- 4、届出者が税務局の窓口を通じて届出申請を行う場合、提出資料に不備がなく、「届出表」の記入が完全である場合、主管税務機関がその場で納税事項の審査を行う必要がなく、システムにて「届出表」の情報を入力し、「届出表」の番号と検証コードを発行する。届出者が「届出表」の番号と検証コードをもって、外貨管理の関連規定に基づき、銀行にて対外支払いを行うことができる。

本公告の全文は以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5166113/content.html>

企業会計準則第14号-収益(改訂)について 第9回 特定取引の会計処理 その4

前月号では、新収益基準の第5章の「特定取引の会計処理 本人と代理人の区分」を取り上げました。今月号は、第5章の「特定取引の会計処理 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与」を取り上げます。

第5章の特定取引の会計処理は、以下のような構成になっています。

- ① 返品権付きの販売 (第32条)
- ② 財又はサービスに対する保証 (第33条)
- ③ 本人と代理人の区分 (第34条)
- ④ 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与 (第35条)
- ⑤ ライセンスの供与 (第36～37条)
- ⑥ 買戻し契約 (第38条)
- ⑦ 顧客により行使されない権利 (第39条)
- ⑧ 返金が不要な契約における取引開始日の顧客からの支払 (第40条)

そこで今月号では、上記④を解説します。

1. 追加の財又はサービスを取得するオプションの付与に関する条文内容(新収益基準第 35 条)

「顧客に追加購入オプションを付与した販売について、企業は当該オプションが顧客にひとつの重大な権利を提供するかどうかを評価する必要がある。企業が重大な権利を提供する場合、それは単一の履行義務として扱われ、取引価格は本準則の第 20 条から第 24 条に従って、当該履行義務に割り当てられるものとする。顧客が将来関連商品の支配権の購入オプション権を行使した際、或いは当該オプションが失効した際に、対応する収益を認識する。顧客の追加購入オプションの独立販売価格を直接把握できない場合、企業は、顧客がオプションを行使する場合と行使しない場合から得られる割引の違い、顧客がオプションを行使する可能性等を、すべての関連情報を総合的に考慮し、合理的に見積るものとする。

顧客が追加の商品を購入するオプションを有しているものの、当該顧客が商品を購入するオプションを行使したときの価格が、これらの商品の独立販売価格を反映している場合には、企業が当該顧客に単独の重大な権利を提供しているとはみなされない。」となっています。

2. 解説

顧客への追加購入オプション付き販売とは、顧客にオプションを付与し、顧客が追加製品を無料または割引価格で購入できるようにすることです。企業が顧客に付与する追加の購入オプションの形式には、販売インセンティブ、顧客への報酬ポイント、将来の商品購入のための割引クーポン、および契約更新オプションなどが含まれます。

顧客へ追加購入オプションを使用した販売を行う場合、企業はそのオプションが顧客に主要な権利を提供するかどうかを評価する必要があります。例えば、契約を前提としてのみ追加購入オプションを取得し、追加商品購入オプションを行使した際には、オプションを有していない顧客よりもさらに割引を享受することができる場合は、「顧客に重要な権利を提供する」と考えられています。

追加購入オプションが顧客に重要な権利を提供する場合、それは単一の履行義務として扱われるものとなります。この場合、顧客が支払った対価には、実際には 2 つの別々の履行義務を購入することになります。1 つは契約に基づいて顧客が購入した製品であり、もう 1 つは無料または割引価格で追加の製品を購入できる権利です。企業は、これら 2 つの間で取引価格を配分しますが、後者に配分される取引価格の収益を認識する時点は、将来の商品に関連するものであるため、当該オプション権が行使され関連する商品の支配権が顧客に移転するか、或いは当該オプションの行使有効期限が切れる時点となります。

では反対に追加購入オプションが顧客に重要な権利を提供するものではない場合とは、当該追加購入オプションが、対象となる商品の価額が独立販売価格を反映する価格で取得するものである場合となります。たとえば、電信会社が、携帯電話と 2 年間の通信サービスをパッケージで顧客に販売する契約を顧客と締結します。これには月額 200 分までの通話と 4GB データ通信量が含まれ、月額固定料金がかかるメニューになっていたとします。同時に、顧客のニーズに応じて、合意した価格で追加の通話とデータ通信を購入できます。そして当該合意価格が他の顧客への通話サービスとデータ通信を別々に購入する場合の価格と同じである場合、電信会社にとって、顧客に提供する追加購入オプションが主要な権利を構成しないことを意味します。従って対応する会計処理は、追加の商品を購入するオプションが行使された場合にのみ必要となります。

では、企業が追加の財又はサービスを取得するオプションにおいて、当該オプションが重大な権利を提供する場合の会計処理に関する例をみていきましょう。

例: 甲会社は商品 A を 100 円で販売し、購入したお客様に 40% 割引クーポンを差し上げるとします。このお客様は 30 日以内この割引クーポンで、甲会社の 100 元を超えない価格の商品を購入することができます。また甲会社は同時に、季節限定のプロモーションを開始し、30 日以内にすべての商品を 10% 割引します。ただし上記の 2 つの割引を組み合わせることはできません。過去の経験に基づいて、甲会社は顧客の 80% が割引クーポンを使用し、追加購入の平均額は 50 元と予測しています。尚、この例では、上記の金額には増値税を考慮しないとします。

この例では、商品 A を購入した顧客は 40% の割引クーポンを取得できます。このクーポンは、すべての顧客が享受できる 10% の割引よりもはるかに割引率が高いため、甲会社では、当該割引クーポンが顧客に重要な権利を提供すると考えています。顧客が割引クーポンを使用する可能性と追加購入額を考慮して、甲会社は割引クーポンの単独販売価格を 12 元と見積もっています[$50 \text{ 元} \times 80\% \times (40\% - 10\%)$]。そこで甲会社は商品 A の単体販売価格と割引クーポンの相対比率に応じて取引価格を配分します。その結果、商品 A に配分された取引価格は 89 元[$100 \div (100 + 12) \times 100$]となり、割引クーポンオプションへ配分される取引価格は 11 元[$12 \div (100 + 12) \times 100$]となります。

甲公司の商品 A を販売する際の会計処理は次のとおりになります。

借方:銀行預金 100
貸方:主営業務収入 89
契約負債 11

以上です。

来月号も、第 5 章の「特定取引の会計処理」の続きを取り上げます。

人事労務情報

7月1日から上海市社会保険料納付基数の上限と下限額が引き上げられます

上海市人力資源と社会保障局の発表によると、7月1日から上海市社会保険料納付基数の上限と下限額が引き上げることになりました。

これによって、7月1日から上海市社会保険料納付基数の上限額はと下限額を以下のようにになります。

上限額=(従前)28,017.00 元 → (7月1日以降)31,014.00 元(2020年平均賃金 10,338.00×300%)

下限額=(従前)4,927.00 元 → (7月1日以降)5,975.00 元[(2019年平均賃金 9,580 元×60%+2020年平均賃金 10,338 元×60%)/2]

新型コロナ肺炎の発生状況が経済社会の発展に及ぼす影響を考慮して、企業負担を軽減するために、人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局の『2021 年社会保険納付に関する問題に関する通知』(人社庁発〔2021〕2 号)の規定に基づき、本市の社会保障納付基数の下限は 2 年間の過渡期を設け、所定の基準額に移行することになります。

上海市の平均賃金が 10,338 元というのは驚きですね。

法務情報

中国「反外国制裁法」の公布について



1. はじめに

近年、中国政府は、国内の企業の自主的な革新を積極的に奨励するとともに、対外開放の基本的な国策を堅持し、「引進來(外資誘致)」と「走出去(海外進出)」とを結合して、中国の総合的な国力と国際的な影響力の急速な向上を推進している。同時に、少数の先進国が中国の内政問題を頻繁に指摘して、政府機関、企業、その他の組織、個人等を含む数百の中国の実体をいわゆる「制裁リスト」、「管理リスト」等に掲げ、制裁・規制を加えた。

このような背景の下、昨年 9 月及び今年 1 月には商務部が「信頼できない実体リストに関する規定」、「外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止に関する弁法」等の部門規則を相次いで公布し、法制度上の反撃を行ったほか、外交部からも、アメリカ、カナダ、イギリス及び EU の関連する人員及び実体への制裁が次々と公表された。しかし、立法の観点からすると、反制裁制度に関する上位法が欠落していた。2021 年 3 月の「全国人民代表大会常務委員会活動報告」では、「反制裁、反干渉、管轄権域外適用への対抗などをめぐり、試練に対応し、リスクを防止する法的なツールボックスを拡充する」と初めて言及され、その後、全国人民代表大会常務委員会による 4 月及び 6 月の 2 回の審議を経て、「中華人民共和国反外国制裁法」(以下、「反制裁法」という)の公布に至り、2021 年 6 月 10 日より施行された。この反制裁法は全 16 条ながら、広く国内外の注目を集め、多大な反響を呼んだ。以下においては、その中心的な内容について解説する。

2. 反制裁法の中心的な内容

第 1 に、反制裁法の目的として、中国に対する外国の不当な抑止、抑圧及び差別的措置への対抗、反撃、反対を行い、中国の主権、安全及び発展の利益を維持し、中国の公民、組織の合法的な権利・利益を保護することが明らかにされた。

第 2 に、対抗措置の適用対象は 2 つの類型に分けられる。1 つの類型は、中国に対する外国の不当な抑止、抑圧、差別的措置の制定、決定、実施に直接又は間接に関与した個人、組織(以下、「リスト実体」という)であり、このような

個人・組織にはリスト式管理が実施される。もう 1 つの類型は、リスト実体の関係者であり、これにはリスト実体の配偶者及び直系の親族、リスト実体の高級管理職又は実質的支配者、リスト実体が高級管理職を務める組織及びリスト実体の実質的に支配し又は設立、運営に関与する組織が含まれる(以下、これら 2 つの類型を総じて「対抗実体」という)。監督管理の観点からみて、反制裁法 5 条には、アメリカの経済制裁制度と類似する管理方式が定められている。しかし、アメリカの経済制裁制度の下では、「特別指定国民リスト」(SDN リスト)の実体以外に、その所有権が 50%を超える実体も同一の制裁管理の対象とされている(50%規則)のに対し、反制裁法は 50%規則を明確には規定せず、「国務院の関連部門」において「対抗リストに掲げられた個人及び組織が実質的に支配し又はその設立、運営に関与する組織」に対し対抗措置をとるか否かを決定することができるように定めている。

第 3 に、次のような 3 つの対抗措置が明確に定められた。第 1 の措置は人の出入国の管理であり、査証発給の停止、入国の禁止、査証の取消し又は国外追放を行うことができる。第 2 の措置は、対抗実体の中国国内の動産、不動産その他各種の財産に対して行われうる差押え、押収、凍結である。第 3 の措置は取引、協力等の活動の制限であり、対抗実体と中国国内の組織、個人との間における関連する取引、協力等の活動が禁止又は制限されうる。また、「国務院の関連部門が実際の状況に基づいてその他必要な措置をとることができる」という包括条項も定められ、将来においてさらなる対抗措置を採用する制度上の余地も残された。

「信頼できない実体リストに関する規定」に定めるリスト所掲の外国の実体に対する処分措置と比較して、反制裁法における規定は、人、物及び行為の 3 つの面に対する要求をより全面的に網羅している。しかし、両者の規定にも相違点があり、例えば、「信頼できない実体リストに関する規定」が列挙する措置には、国内の財産に対する差押え、押収及び凍結の処分がなく、逆に反制裁法は過料を対抗措置として列挙していない。反制裁法の公布まで、中国政府が対外的に実施していた対抗的措置のうち、最も多用されていたのは制裁対象者の入国禁止(一部の制裁は家族の入国も禁止)、制裁対象者と中国の公民・機関との取引の禁止であった。2021 年 3 月 26 日に外交部がイギリスの関連する人員及び実体に対して制裁を行った際、「中国に存在する財産の凍結」が制裁手段として初めて明確に用いられた。

第 4 に、関連する組織・個人の反制裁法上の主要な義務・責任が定められた。国務院の関連部門が講ずる対抗措置の実行が中国国内の組織・個人に義務づけられたことから、たとえ外資系企業であっても、中国法人である以上、その措置を実行しなければならず、また、あらゆる組織・個人に対し中国の公民・組織に対する外国の差別的制限措置の実行又はそれへの協力が禁止されたことから、外国の法人・個人もこの「あらゆる組織・個人」に含まれ、その禁止の対象になると解される。さらに、関連する組織・個人がこれらの義務に違反した場合には、侵害を受けた中国の公民・組織においてその侵害の停止、損害の賠償を求める訴訟を提起することができ、中国による対抗措置の実行又はそれへの協力をしなかった組織・個人は、法に基づいて法的責任が追及されうる。

以上の関連規定を通じて、反制裁法の趣旨は、関連する組織・個人が中国の公民・組織に対する外国の差別的な制限措置を実行し又はそれに協力することを阻止して「一方的制裁」がもたらす不利な影響を減らすこと、また、反制裁措置を対抗手段として他国に恣意的な差別的制限措置をとらせないようにすることに存する。

日系企業への影響として、日本企業が米国などの差別的制裁措置に服するため中国企業との取引を停止・制限すると、反制裁法による規制対象となり、取引相手の中国企業による訴訟提起が懸念される。また、他面においては、中国の対抗措置に従った日系の外商投資企業が、そのために米国その他の国の利益を侵害し、あるいはその法規制に違反したとして、これらの国による経済制裁や処罰の対象となるリスクも排除されない。

3. おわりに

反制裁法の制定及び公布によって、今後の中国が反制裁関連法律体系を整備し、反制裁制度を効果的に実施するための基礎が固められた。将来においては、商務部、外交部などの国務院の関連部門がこの法律による授權に基づいてさらに具体的な規定又は実施案を制定・実施し、中国の反制裁制度の体系を徐々に確立し、整備していくものと推測される。日系企業においては、関連実施細則の制定や典型的な違法事例の動向に注目しながら、取引などの経営活動に係る制裁リスクを確認し、評価のうえ、関連契約条項を整備し、応急措置などを事前に策定することが望まれる。



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第74回：「サラリーマンは、“自分の力がなんぼ？！”の“個人”の世界！」
マネージャーは、“部下の力がなんぼ？！”の“チーム”の世界！」

日本で、7月いよいよ、“東京オリンピック”が始まった。
いつの間にか、“海の日”や、“スポーツの日”や、“山の日”が変更され、オリンピックの開幕式や閉幕式の日が休日となった。
政府も粋な計らいをしたものだ。
しかし競技が始まるまでは、コロナ下でのオリンピック開催そのものを疑問視する意見などもあり、私など、もう一つ盛り上がるの少ない感じであった。
ところが、いざ、いろんな競技が始まってくると、スポーツ好きの血が騒ぎ、「個人戦」・「団体戦」の成績が大いに気になり、テレビの競技番組を追っかけまわしている。
たまたま、今回のニュースレターのテーマが、「サラリーマンは、“自分の力がなんぼ？！”の“個人”の世界！」
「マネージャーは、“部下の力がなんぼ？！”の“チーム”の世界！」・・・というテーマで、オリンピックにジャストタイミングのテーマとなった。

日ごろ活躍されている皆さんの会社でも、まずは、あなたの“個人”の働きぶり、成果が問われていますね。
ところが、“係長”であれ、“社長”であれ、その職に“長”が付いたとたん、“個人+チーム”の力が求められるのです。当たり前の事ですが、自分のために、そしてチーム(会社)のために、お互いの存在を認め合い、信じあってこそ、「個人の力」とチームの「合計力」が輝き、その存在を大きくすることでしょう。
暑い中ですが、自分の力を信じて、頑張ってくださいね。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路2201号

上海国際貿易中心2415室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>